

公益財団法人日本学校体育研究連合会定款

平成29年11月8日
評議員会決議

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本学校体育研究連合会と称し、英文名を Japan Alliance for School Physical Education (英文略称 JASPE)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、幼稚園の健康領域、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の体育科及び保健体育科（以下、「学校体育」という）に関する研究調査及び学校体育に資する活動に必要な援助を行い、併せて学校体育指導者の資質向上を図るために必要な事業を行い、もって学校体育の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校体育に関する研究調査
- (2) 学校体育に関する研究活動の援助
- (3) 学校体育に関する研究大会・講習会等の開催
- (4) 本財団加盟団体の活動援助
- (5) 学校体育に寄与した者への表彰
- (6) 優良体育施設用具・用品等の認定及び推薦
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 加盟団体および賛助会員

(加盟団体)

第5条 この法人は、各都道府県を総括代表する学校体育研究団体を加盟団体とする。ただし、事情により、各都道府県を学校段階別に代表する学校体育研究団体を加盟団体とすることができる。

- 2 加盟にあたっては、理事会の決議を経なければならない。
- 3 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を附して脱退届を提出し、理事会および評議員会の決議を経なければならない。
- 4 加盟団体は、第1項の規定による加盟団体としての資格を失ったとき又はこの法人の加盟団体として不相当であると認められたときは、理事会および評議員会の議決を経て、会長がこれを脱退させることができる。

この場合、理事会および評議員会で決議する前に、その加盟団体に弁明の機会を与えなければならない。

- 5 加盟団体は、毎年、別に定める分担金を納めなければならない。一たん納めた分担金は、返還しない。
- 6 加盟団体が納めた分担金は、公益事業費並びに管理費に使用できるものとし、その取扱いについては、評議員会の決議によって別に定める「寄附金等取扱規程」による。

(賛助会員)

第6条 この法人に、賛助会員をおくことができる。

- 1 賛助会員は、この法人の目的に賛同して、その事業を賛助する個人又は団体をいう。
- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により、別に定める賛助会員に関する規程による。
- 3 賛助会員は、賛助会費を納入するものとする。
- 4 賛助会費は、公益事業費並びに管理費に使用できるものとし、その取扱いについては、評議員会の決議によって別に定める「賛助会員に関する規程」による。

第4章 資産及び会計

(基本財産)

第7条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で定めたものとする。

- 2 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、公益事業費並びに管理費に使用できるものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める「寄附金等取扱規程」による。
- 3 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の特別決議を経るものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第11条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に規定する書類に記載するものとする。

第5章 評議員

（評議員）

第12条 この法人に評議員12名以上20名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

- 第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議によって行う。（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179号から第195号までの規定に基づく。）
- 2 評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選任・解任の審議運営についての細部は別途「評議員の選任・解任に関する規程」に定める。
 - 3 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
 - 4 第3項補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までその効力を有する。

（任期）

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第15条 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年総額18万円を超えないものとする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」による。

第6章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任（監事の解任は第20条第2項による。）
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員の選任・解任
- (4) 評議員に対する報酬等の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は解除の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を付して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の議長は、評議員の互選により選任した評議員会議長が務める。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に拘わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員の選任・解任
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 定款の変更
 - (5) 基本財産の処分又は除外の承認

(6) その他法令で定められた事項

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第7章 役員等

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事8名以上10名以内
- (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以上3名以内を副会長、1名を理事長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 「理事・監事の選任・解任」の審議運営についての細部は、別途「理事・監事の選任・解任規程」に定める。
- 4 「会長、副会長及び理事長の選定」の審議運営についての細部は、別途「代表理事、業務執行理事選定規程」に定める。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。この場合、評議員会の議決で議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」による。

(参与の設置)

第29条 この法人に、参与若干名を置くことができる。

- 2 参与は、学識経験者のうちから理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 参与は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の委託に基づき、役員及び評議員の職務権限以外の特定の事項の事務的・実務的処理にあたる。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 4 参与は、会長の招集により理事会、評議員会に出席する。決議権は有しない。
- 5 参与の報酬等は、定款第28条の定めに基づき「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」の第4条第2項の別表第2の定めに基づいて支払う。

第8章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び理事長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、理事長が務める。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議が

あったものとみなす。

(決議の省略)

第 34 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 35 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 24 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 13 条についても適用する。

(解 散)

第 38 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 39 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 事務局

第 41 条 この法人に事務局を置く。

2 事務局の設置・運営の細部については、評議員会の決議によって定める「事務局の設置・運営に関する規程」による。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は高橋健夫、最初の業務執行理事は本村清人、後藤一彦及び友添秀則とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

飯沼晃	森知高	青木哲男	木下泰雄	佐藤厚彦
羽田野正史	梶原一憲	北井清	河野一則	竹宮直孝
秀島史孝	老田準司	宮崎岩次	山本繁	野津和夫
柳昭博	中村文夫	都筑積	伊集院光慶	鈴木基史

以上 20 名
- 5 定款の変更経過
 - (1) 平成25年11月13日評議員会決議
 - ① 第29条に新たに「参与設置条項」を定める。
これに伴い、条項番号を1番ずつ繰り下げ、第30条を「理事会の構成」条項とする。
以下の条項番号も1番ずつ繰り下げる。
 - (2) 平成27年11月11日評議員会決議
 - ① 第5条第6項及び第6条第4項、第7条第2項の会費等の用途に関する条項を一部変更。
 - ② 第13条の評議員の選任に関する条文を一部変更。うち、第2項においては「評議員の選任・解任に関する規程」を定めることを明記した。
 - ③ 第17条の(3)、第20条第2項の(2)として「評議員の選任・解任」の条項を追記。
 - ④ 第23条第3項として「理事・監事選任・解任規程」の設定について追記。
 - ⑤ 同じく、第4項として「代表理事、業務執行理事選定規程」の設置について追記。
 - ⑥ 第29条第5項の文言の末尾を一部「定めに準じて」と変更。
 - (3) 平成29年4月24日評議員会決議
 - ① 第5条第6項の「理事会」を「評議員会」に変更。(「寄付金等取扱規程」第7条との整合を図る。)
 - ② 第6条第4項の「理事会」を「評議員会」に変更。(「賛助会員に関する規程」第10条の変更にあつて。→ 平成29年11月8日評議員会で決議へ)
 - ③ 第41条第2項新設(事務局条項の設置)。
 - (4) 平成29年11月8日評議員会決議
 - ① 第1条(名称)に英語名称を追記。
 - ② 第3条(目的)に「学校体育」の表記を「幼稚園の健康領域、小、中、義務教育、高等、中等教育、特別支援各学校の体育科及び保健体育科」との表記に変更。
 - ③ 第4条(事業)②「学校における体育活動及び体育」の表記を「学校体育」との表記に変更(但し、「学校体育」には、「学校における体育活動」を含むものとする)。
 - ④ 第4条(事業)④「加盟団体」を「本財団加盟団体」に変更。以上